

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 3 5 5 8 万円
(前年度 1 件 7 1 8 2 万円)

1 保険給付の概要

厚生年金保険(前掲59ページ参照)において行う給付のうち、老齢厚生年金は、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となるが、特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が受給権者となっている。

この特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となったときなどには、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳を確認するなどした上で被保険者資格取得届等を作成して日本年金機構の年金事務所に提出することとなっており、これに基づいて機構本部が算定した年金の支給停止額を厚生労働本省が確認し、決定することとなっている。

(注1) 老齢厚生年金の受給権者が、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が28万円を超えるときなどのほか、平成27年10月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員)である間においても、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

2 検査の結果

(注2) 機構の7地域部の管轄区域内に所在する31年金事務所が管轄する40事業所等の48人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられていなかった。

このため、特別支給の老齢厚生年金等計3558万円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

(注2) 7地域部 東北第二、南関東第一、南関東第二、近畿第一、近畿第二、四国、九州第一の各地域部
<事例>

受給権者Aは、27年12月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同月分から令和元年9月分まで、特別支給の老齢厚生年金を支給されていた。

しかし、AはB事業所に平成30年8月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、AがB事業所に常用的に使用された後の同年9月分から令和元年9月分までの基本年金額の一部計84万円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る 受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係 る支給額	左のうち不当と認 める支給額
		人	人	円	円
東北第二	青森等3	175	4	329万	317万
南関東第一	港等2	6	2	356万	350万
南関東第二	鶴見等7	48	9	889万	239万
近畿第一	堀江等4	24	5	516万	199万
近畿第二	尼崎等2	17	3	141万	81万
四国	阿波半田等3	107	3	1083万	477万
九州第一	博多等10	324	22	2940万	1892万
計	31か所	701	48	6256万	3558万